

1 競争参加資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和元・2・3年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」の「D」等級以上を有するもの。防衛省競争参加資格の写しを入札前までに提出すること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 契約条項・入札等参加者心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨を入札書に付記するものとする。

2 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除
ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、（予定数量－履行済数量）×単価の総額の100分の10以上を違約金として徴収する。

3 落札決定方法：単価決定によるものとする。当課所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。（同価の場合には抽選で決定する。）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差引いた金額を入札書に記載すること。

4 公告の掲示場所：自衛隊別府病院、陸上自衛隊別府駐屯地、別府商工会議所
西部方面隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdw/wae/>)

5 入札の無効

- (1) 第1項に示す競争入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額を訂正してある入札、及び入札書の記載事項及び押印が不明瞭なもの
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

6 契約書等作成：落札者は、落札決定後遅滞なく「駐屯地用標準契約書」の様式により作成提出

7 その他

- (1) FAX、電報、電話による入札は認めない。
- (2) 入札に関する委任等を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- (3) 当日までに資格審査結果通知書の（写）提出すること。
- (4) 郵便で入札に参加する場合は「件名、日時、入札書在中」を封筒に記載し、令和3年6月3日（木）1200までに必着するよう郵送してください。
- (5) 初度入札に郵便が含まれていない場合は再度入札を直ちに行う、郵便が含まれる場合の再度入札は別途連絡をする。

8 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒874-0828 大分県別府市大字別府3088-24 自衛隊別府病院 会計課
担当 首藤 TEL 0977-24-6811（内線）252 FAX 0977-23-2581